戰後の勞働政策

戰時勞働對策懇談會

本文は十一月十五日協調會主催の戰時勞働對策懇談會に於て討議された内容を中心に執筆したものである。（編輯）

戰傷兵の取扱

イ 戰傷兵に對する國民の態度

戰傷者の生活保障、就職、職業再教育等の問題を考へる前に、戰傷者に對する從來の謬られた觀念に就て、一應檢討を要する。それは戰傷者の問題が稍もすると、經濟的な方面のみに限られ、國家の名譽ある負傷者と云ふ精神的方面が閑却されるからである。戰死者は靖國神社に祀られて神様になり、畏くも御親祭があつて、國民を擧げて奉拜するのであるが、戰死者に準ずる戰傷者に對しては、雪泥の差がある。一年や二年は多少尊敬の念も持つてゐるが、それが二年三年となると、遠れ、尊敬が憐憫となり、終には厄介者扱ひになるのである。

戰爭に對する國民協力一致の感情からすれば、戰傷者を國民的尊敬のシンボルとして特別に優遇することは當然である。戰爭は將來何時起るかも知れないが、その度毎に國家奉仕の觀念を高めつゝ、而もその結果を考慮せぬと云ふことであるならば大和魂の將來も勁神的基礎の下に、戰傷者の生活は國力が許すならば、一生涯保障すべきものである。假に職業を授けるにしても、それは戰傷者のやむにやまれぬ國家奉仕の觀念からなに職業を强ひるべきであつて、常人と同様されるべきであつて、常人と同様に職業を强ひるべきではない。

戰傷者はあくまでも國家の爲の名譽ある負傷者と云ふ尊敬が永遠に保障せらるゝ如き國家施設が先決問題であり、然る後に就職その他經濟的問題が論議さるべきものである。

ロ 戰傷者の母工場への復歸

戰傷者が以前に勤務してゐた母工場に復職できるならば、戰傷者にとつて何よりの幸福である。まして職前と同一の仕事に就くことができるならば、問題は起らないのである。ところが負傷が重かつたり、負傷者が多數となつたりした場合には、左様に簡單に解決しない。玆に事業主の戰傷者取扱問題が惹起するわけである。

戰傷者の就職に關しては次の如き方法が考へられる。

a 習屋主が自工場に復職せしめて、戰傷者に可能なる仕事を振替へてやること（例爲、小使の如き）

b 習屋主が職業再教育に依つて、自工場に適當なる仕事場を發見してやること。

c 自工場に復職困難なる場合には、戰傷者に可能なる職業を外部に發見して斡旋の勞をとること。

d 戰傷兵を特別なる教育機關に收容して再教育し、國家統制の下に工場に斡當てること。

e 戰傷兵のみを救容して特殊企業を經營すること。

ハ 戰傷兵の心理

戰傷兵に果して就職の希望があるかと云ふ問題を考へて見ると、滿洲事變と今次の事變とは多少事情を異にし、前回は現役軍人が多かつた爲に職業を理解せず、就職希望者が極めて少かつたのであるが、今回は召つて職業の經驗を有する後備兵が多いので、滿洲事變よりも希望者は多いものと推測されるのである。

併しながら戰傷者は一般に、退院直後に職業に就かうとする者は極めて稀であつて、一度は故郷に歸つて溫かい家族や親類の人々に慰安されたいのである。また隣人知己に戰功の一くさりも話した後でなければ仕事のことを考へる氣にはなれないのである。戰場の荒んだ生活の後にはどうしても、一度故郷の土を踏まなければならないのである。

併しながら故郷に歸つて二三ケ月もすると、一通りの挨拶廻りも終り、自分も何となく退屈となつて何か仕事を求める様になる。左様な時に多少の餘裕のあるものは職業の再教育を受けることができるが、地方に居る者としては都會に出かけて職業教育を受けることは非常に困難なことである。

從つて職業再教育は左様な點に鑑みて、入院中から職業報國の精神を吹き込み、退院後の連絡を密にして置かねばならぬ。退院前輕症患者に對して、婦人が編物の講習をやつたり、浪花節とか琵琶を教授することは、慰安にもなり、また一部の人々には立派な職業を授けることにもなる。

次に愈々工場に就職した者の心理として、注意を要することは、戰傷者は工場の異雰囲気と異つて、國家の爲の名譽の負傷者と云ふ自負心を持つてゐるので、又一般戰傷者の勳章を保護する意味から、組長とか班長に任ずることが必要である。それは仕事の性質に依つて一概には謂へぬが、なるべく左様な點を考慮する必要がある。工場の災害を受けた者は自己の過失と云ふヒケメがあるが戰傷兵は常に名譽を忘れることができないのである。

戰傷兵は一般健康人と區別して、特別待遇されることは苦痛である。從つて工場の一職場に戰傷兵を集めたり、戰傷兵のみを收容する工場を設けたりすることはうまくゆくわけがない。戰傷兵は彼等のみの團體を作ることも好まぬのである。兎に角一般健康人と同様に扱はれたいと云ふのが彼等の心理なのである。

歐洲大戰後各國に於ては劇場集會等に於て、戰傷兵の爲の特別席を設けたのであるが、二三年後には斯様な待遇が却つて戰傷兵を淋しくさせてよくなかつた。單に形式だけで待遇するのでなく、戰傷者に對し國民が眞に尊敬感謝する精神が伴はなければ、戰傷者は寧ばないのである。

ニ 救濟主義か能率主義か

戰傷者を採用することが、恩惠に基く救濟であると考へた場合には戰傷者は能率を發揮できない。大工場とか利益の上る工場では救濟もできるが、中小工場には左様な餘力がない し、殊に不況に際しては、非常な苦痛となるのである。

戰傷兵の採用は或程度まで事業主の溫情に頼らねばならぬのであるが、それには限度があるので、職業再教育に當つては、戰傷兵の自力主義、能率主義をモットーとすべきである。フォードの如きは數百人の負傷者を使用して、健康人と同様の能率を維持せしめ、同様の賃金を支給してゐる。仕事の性質如何に依つては、足らないこと、手のないことがあつても、少しも支障を來さぬ場合があるのである、玆に再教育の根據がある。

戰傷兵の就職問題は事業主の溫情に訴へなければ解決はできないのであるが、職業再教育の指導精神は、あくまでも能率主義でゆかねばならぬのである。

戰後の復員

イ 支那事變の特異性

「戰後の復員に當つては一人の失業者も出してはならぬ」と云ふ强硬論を主張する人もある位で、今回の事變は歐洲大戰とは根本的にその性質を異にするのである。

それは謂ふ迄もなく、歐洲大戰はヴェルサイユの平和條約に依つて、兎も角何年かの平和が確保されたからである。ところが今日の世界情勢には斯様な曙光は見る影もない。向ふ何年かの戰時態勢は不可避の狀態にある。

支那事變の終つた後に何が生れるか。北支の開發と楊子江沿岸の明朗化。この爲に相當數の兵員を要すると同時に新たなる勞働力を要する。少くとも軍需工業に關する限りに於ては、當分の間繁忙が續くものと思て差支はなからう。

たゞ輸出工業がどうなるか、國内工業がどうなるか、と云ふ問題は敢て戰後の問題だけでなく、事變勃發と同時に論議されてゐる問題であつて、今日から對策を講じなければならぬのである。

國内工業と輸出工業の休業に依つて、軍需工業を賄つてゆくことが、如何に矛盾であるかは多言を費すまでもないことであるが、一番大きな問題は支那の經濟力の疲弊が日本の産業發展に如何なる影響を持つかの點である。支那の軍人は戰爭が濟めば、匪賊になるか失業者になるかであつて、その家族を含めた處置は簡單に解決できない。日本に依る北支の開發は支那人をどれだけ抱擁しうるか等の點を考へるならば、支那事變の特異性は極めて複雜であつて、復員の問題も一部で考へられてゐるほど容易なものではなく、寧ろ問題は支那の産業政策、支那の社會政策を日本はどうするかと云ふことになるのである。

ロ 召集の解除に就て

斯様な經濟的問題は暫く措いて、復員に當つての技術的方面を考へて見れば、歐洲大戰の失敗は休職と召集の解除が殆んど同時に行はれた爲である。今回は一時に引上げることは恐らく困難と見られるので、復員に依る混亂は部分的に留まるであらう。復員と召集解除が有機的に行はれるならば、復員問題は或程度緩和されることができる。

ハ 職業保證と增員の整理

應召者が工場に歸つて來れば、一時的に補給されてゐた勞働者の過剩部分を整理しなければならぬのであるが、鐵山の如きは一ケ年の移動率が十二割を超えるので、新規募集を中止すれば問題は解決するわけであるが、工場に於ては或程度の解雇は已むを得ぬこととなるであらう。殊に好景氣に惠まれぬ方面では相當の解雇があるわけである。

併しながら既述した如く、支那事變は歐洲大戰と異つて次の産業關發が豫想されてゐるので、如何なる分野にも大量解雇の心配はない。たゞ一時的に産業轉換の指導に注意を要するのである。

ニ 女工の解雇

解雇の場合にはどこから手をつけるかと謂へば、新たに增員された者から先になすべきであるが、特に事變の爲に念增された女工が最初に解雇されるべきことが最も穩當であらう。貸銀の安い女工を殘して、高級者、壯年者を整理することは思想的にも惡影響を及ぼすことになる。

歐洲大戰では女子の就職が非常な數に上つた爲に、これが解雇も重大問題となつたが、我國では未だ女子の職業婦人としての地位は歐米に於けるものとは事情を異にするので、その問題はさほど困難ではなからう。

ホ 復員の際に於ける待遇の低下

餘剩人員を整理することは、種々なる事情の下に簡單にゆかないので、或程度勞銀を引下げても、復員を完ふしたいと云ふことになると思ふが、斯様な場合に、勞働條件の低下が勞働組合方面に於て問題となりはせぬかとの心配が起る。

應召者家族の救濟に當つて、日本の事業主が如何に溫情主義を發揮したかは事實の證明する通りであるが、これは復員の際に於ても同様のことが言へると思ふ。解雇すべきか貸銀を引下げるべきかの問題は個々の工場としては重大問題であるが、國家的に見れば自ら解決すべきものである。産業の大部分が好況となれば、勞働者は安い貸銀で長く留まることはないであらうし、若し産業が不振であれば或程度の貸銀の低下は已むを得ないのである。

要は勞働組合が斯かる實情を認識して大局から勞働者を指導しなければならぬのである。

思想對策特に勞働組合對策

イ 戰後の思想

歐洲大戰の結果を見ると、ロシヤの社會主義革命を始めとして、ドイツの社會民主黨に依る革命、英國の勞働黨の進出、フランス、イタリー等凡て社會主義運動が急速に展開したのである。これは敢へて偶然ではない。戰爭が人間を平等に扱ふがためである。戰地に於ては貧富を超越して一つの國家目的の爲に協力するのである。戰時成金とか、不勞所得の思想は戰爭毎に消滅されざるを得ないのである。戰爭の初期に於ては國民大衆特に勞働階級が戰爭に協力するが、戰爭が長びくに從つて勞働强化、物價騰貴等から來る生活不安の爲に漸次戰爭に反對するのである。これは世界大戰に於ける英獨佛の場合に於て特に顯著であつた。

我國に於ても日清世界大戰後には何れも深刻なる勞働不安を醸したことは歷史の證明するところである。

ロ 勞働組合の轉向

支那事變の勃發と同時に大多數の勞働組合は、事變中勞働爭議を中止する旨の聲明を發して、積極的産業協力の態度に出たのであるが、これと呼應して無産政黨特に社會大衆黨も從來の綱領を改變して、社會民主主義から國家主義へ接近しつゝあるのである。

勞働團體の斯様な轉向に對して政府並に事業主は何を爲すべきかの問題が起るのであるが、之に對しては政府の力に依る法律主義か事業主の自覺に依る倫理運動に俟たねばならぬのである。

ハ 勞働組合法の制定

勞働組合が法律に依つて認められてゐないと言ふことは、勞働組合の發展を阻害するのみならず、不良惡質の勞働組合を發生せる原因となる。これが勞働組合の所謂組合法獲得運動の根據である。併し勞働政策の基調は勞働組合にあるのではなくて、勞働階級全體の幸福に存するのである。

勞働條件に於て必ずしも不公正と思はれねところに於ても勞働爭議の起る場合が屢〻ある。これは自由主義經濟機構に於て、勞働者の生きるための當然の手段ではあらうが、國家の金機構が統制化され、計畫化される場合に於ては、勞働組合も亦當然に統制されなければならぬ。勞働組合の主なる使命である勞働條件の維持向上を國家の手に於て統制する時代に於ては、勞働組合の職能は今日とは異るであらうし、現在の勞働組合は存在意義を失ふことになるのである。若し政府に於て勞働條件の統制が不可能であり、從前の如く事業主と勞働者であり、自由競爭に放任するのであれば、勞働組合の存在は不可避であらう。

ニ 工場懇談會の使命

産業平和維持に當つては三つの手段がある。

一 法律に依るもの

（次頁へ續く）